

## 委託業務開始準備期間に係る特記仕様書

委託業者（以下「乙」という。）は、県立延岡病院（以下「甲」という。）の協力を得て、病院運営に混乱及び支障を来さないよう、落札決定の日から委託業務を開始する日までの間を従前の受託者等からの業務引継及び実地研修期間（以下、「準備期間」という。）とし、業務に迅速かつ適正に対応できる業務従事者を確保し、業務開始前に業務従事者に必要な研修を行って、知識、技術、服務規律等を習得させることとする。

### 1 準備期間中の対応

乙は、準備期間における業務等を行うにあたって、甲と連絡調整を密に行い、業務開始後に混乱及び支障が起きることのないよう準備を行わなければならない。

### 2 準備期間中のスケジュール表の作成

乙は、落札決定後、準備期間中のスケジュール表を作成の上、甲へ提出し、綿密な打合せを行うこととする。

### 3 業務従事者の確保

乙は、仕様書の条件に基づき必要な業務従事者を確保し、従事者名簿を甲に提出しなければならない。

甲は、業務従事者が実施要領の条件に適合していないと判断した場合は、当該業務従事者の変更を求めることができる。

### 4 業務従事者研修計画の作成・承認及び実施状況の確認

乙は、仕様書の条件のそれぞれに基づき、必要な研修項目及び内容を網羅した研修計画書を作成し、甲の承認を受けなければならない。

甲は、乙の研修実施状況を確認し、必要がある場合は変更を求めることができる。

### 5 費用の負担

甲は、準備期間について、乙に委託料は支払わない。委託期間開始前の準備に要した費用については、乙が負担するものとする。

### 6 損害賠償

乙は、上記の義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

甲は、準備期間の事由により契約を締結できない場合に生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。